多摩区役所生田出張所大会議室の地域利用に関する要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、川崎市庁舎管理要綱第14条の規定に基づき、多摩区役所生田出張所 大会議室(以下「大会議室」という。)の地域利用における運用に関して、必要な事項を 定めるものとする。

(目的)

第2条 大会議室が活発に地域利用されることにより、多摩区内の地域活動の活性化を推進することを目的とする。

(活動)

- 第3条 大会議室を利用できる活動は、団体が行う活動であって、多摩区内の区域を対象とする地域活動(ボランティア活動をはじめ、市民が自発的及び継続的に参加し、地域や社会の課題解決に取り組む活動をいう。)とする。ただし、次の各号のいずれにも該当しないことを要する。
 - (1) 営利を主たる目的とするもの
 - (2) 特定の思想及び宗教又は政治的な目的が主たる目的であるもの
 - (3) 暴力団の活動を助長し、又は暴力団の運営に資することとなると認められるもの
 - (4) 公序良俗に反すると認められるもの
 - (5) 会員相互の親睦を目的とするもの
 - (6) 前各号に掲げるもののほか、庁舎管理者が不適当と認めるもの

(利用日時)

第4条 大会議室の利用日時は、12月29日から翌年の1月3日までの日を除く日の午前9時から午後9時までとする。ただし、庁舎管理者が特に必要があると認めるときは、この限りではない。

(利用申請)

- 第5条 大会議室の利用を希望する団体は、利用希望日の前々月の1日から7日前までの間に、「生田出張所大会議室地域利用申請書」(第1号様式)を庁舎管理者宛て提出しなければならない。ただし、通例的なものについては、前々月の1日から3日前までの間に提出するものとする。
- 2 庁舎管理者は、前項の申請書を受付したときは、速やかに申請内容を審査するとともに 当該申請の承認、不承認を決定し、「生田出張所大会議室地域利用(承認・不承認)通知 書」(第2号様式)を申請者に交付するものとする。
- 3 前項の規定により利用の承認を受けた者(以下「利用者」という。)は、責任者、使用 日時、使用目的等に変更が生じたとき、又は利用を取り消すときは、庁舎管理者に「生田

出張所大会議室地域利用(変更・取消)届出書」(第3号様式)を速やかに届け出なければならない。

(利用方法)

- 第6条 利用者は、川崎市の休日を定める条例(平成元年条例第16号)に規定する市の休日でない日の午前8時30分から午後5時まで(以下「開庁時間」という。)の間に大会議室の鍵(以下「鍵」という。)を生田出張所で借り受けるものとする。ただし、利用開始時間が開庁時間でない場合は、利用開始時間直前の開庁時間に借り受けるものとする。
- 2 利用者は、利用終了後、直ちに点検及び施錠を行い、生田出張所に鍵を返却するととも に、「生田出張所大会議室地域利用責任者利用報告書」(第4号様式)(以下「報告書」 という。)を提出するものとする。ただし、利用終了時間が開庁時間でない場合は、利用 終了時間直後の開庁時間に返却及び提出するものとする。

(利用者の遵守事項)

- 第7条 大会議室を利用する者は、次に掲げる事項を守らなければならない。
 - (1) 他人に迷惑を及ぼす行為をしないこと。
 - (2) 許可された利用時間を厳守すること。
 - (3) 庁舎、設備機器等を大切に扱うこと。
 - (4) 危険物を持ち込まないこと。
 - (5) 持込品の搬入及び搬出は、利用時間中に行うこと。
 - (6) 飲食は、次の利用に支障のないようにすること。
 - (7) 机、椅子等の配列を変更した場合は、利用後必ず元の位置に戻すこと。
 - (8) 利用後は、室内及び机を清掃すること。
 - (9) 利用中破損した備品、什器等があるときは、速やかに庁舎管理者に届け出ること。
 - (10) 目的外の利用はしないこと。
 - (11) 車での来庁は控えること。
 - (12) 庁舎の管理上必要な指示に従うこと。

(利用の制限)

- 第8条 庁舎管理者は、利用者が次の各号のいずれかに該当する場合には、利用を拒否し、 又は退去を命ずることができる。
 - (1) 第3条各号に掲げる活動を行った事実が認められるとき。
 - (2) 庁舎、設備機器等を損傷するおそれがあると認められるとき。
 - (3) 庁舎の管理上支障があると認められるとき。
 - (4) 利用申込の無断キャンセルを複数回繰り返したとき。
 - (5) 前各号に定めるもののほか、この要綱に違反したとき。

(承認の取消)

- 第9条 庁舎管理者は、第5条第2項の規定により承認した後に、次の各号のいずれかに該当する事象が生じた場合、承認を取り消し、「生田出張所大会議室地域利用承認取消処分通知書」(第5号様式)を利用者に交付するものとする。
 - (1) 選挙の期日前投票所として大会議室を利用するとき。
 - (2) 災害発生時等、大会議室の利用自体が著しく困難なとき。
 - (3) その他庁舎管理者が必要があると認めたとき。

(利用者の責任)

- 第10条 利用者は、その責に帰すべき事由により、庁舎等の全部又は一部を滅失又はき損 したときは、損害を賠償しなければならない。
- 2 利用者は、庁舎の全部又は一部を滅失又はき損したとき、利用時間中にけががあったとき、施設の設備等をき損又は滅失したとき及び鍵をき損又は紛失したときは、報告書により報告をしなければならない。

(庶務)

第11条 大会議室の地域利用に関する事務は、生田出張所地域振興担当で行うものとする。

(委任)

第12条 この要綱に定めのない事項については、川崎市庁舎管理規則、川崎市庁舎管理要綱によるほか、必要な事項は、庁舎管理者が別にこれを定める。

附則

この要綱は、令和4年4月28日から施行する。

附則

(施行期日)

1 この要綱は、令和5年12月1日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の要綱第3条の規定は、この要綱の施行の日以後に同要綱第5条第1項の規定により申請するものについて適用し、同日前に改正前の要綱第6条第1項の規定により申請するものについては、なお従前の例による。

庁舎管理者使	き 用欄		第1号様式
担当		係長	課長

(太枠線内のみ御記入ください。)

生田出張所大会議室地域利用申請書											
(宛先) 庁 舎 管 理 次のとおり申請しま			年	月 日							
申 請 者	所属・団体名 住 所 責任者氏名 連 絡 先 メールアドレス	()	担当者名								
使 用 日 時	年 月 午前・午後 時 (会議等開始時間 午前		午前・午後 時 分~)	時 分							
使 用 人 数	()人										
使 用 備 品	□ プロジェクタ□ スクリーン	マイク	□ ホワイトボー	K							
使 用 目 的	開催名: [目的: [活動の [内容: [
承 認 番 号	第	卡事項									

※初回の利用時は、団体の会則や活動実績のわかるものを併せて提出してください。

生田出	脹所大会議室地域利用(承認・不承認)通知書
申 請 者 様 次のとおり(承認・不	年 月 日 庁 舎 管 理 者 承認)します。
申 請 者	所属・団体名 住 所 責任者氏名 連 絡 先 () 担当者名 メールアドレス
使用日時	年 月 日 () 午前・午後 時 分 ~ 午前・午後 時 分 (会議等開始時間 午前・午後 時 分~)
使 用 人 数	()人
使用備品	□ プロジェクタ □ マイク □ ホワイトボード □ スクリーン
使用目的	開催名:[目的: [活動の [内容:]
□ 承認条件□ 不承認理由	

使用上の注意事項

- 1 大会議室使用当日は、この通知書を必ずお持ちください。
- 2 大会議室の使用にあたっては、庁舎管理者の指示に従ってください。<u>目的外の使用については、</u> 承認を取り消すことがあります。
- 3 使用時間は、準備・後片付けを含めた時間となっておりますので、時間の厳守に御協力下さい。
- 4 大会議室使用の際の車での来庁は御遠慮ください。
- 5 机や椅子などの配列を変更した場合は、利用後必ず元の位置に戻してください。
- 6 使用中に<u>破損した備品、什器等があるときは、速やかに庁舎管理者まで報</u>告してください。 破損の度合いによっては、損害賠償責任を負っていただく場合もありますので、予め御了承ください。
- 7 広報のため、<u>会議室内の活動の様子を職員が写真撮影させていただくこともございます</u>。 予め御了承ください。
- 8 大会議室使用後は、速やかに庁舎管理者に連絡し、確認を受けてください。

(太枠絲	良内	のみ御	記入く	ださい。)			
		生	三田出	張所大会議室地域利用(変更	更・取消)届出書	<u>+</u>
					年	月	日
(あて	先	:) 庁	舎管理]体名		
次位	かと	こおり((変更・]	取消)します。 申請	者 名		
*	'変	更項目	l	承認内容 (変更前)		変更後	
		所属・	団体名				
		住	所				
申請者		責任	者氏名				
		連組	絡先)	()	
			i者名				
		メール)	アドレス				
				年 月 日()	年	月	目 ()
使	用	目	時	~ 午前・午後 時 分 ~	午前・午後 ~ 午前・ 会議等開始時間	午後	
使	用	人	数	()人	()	人
	用	備	品	□ プロジェクタ □ マイク	□ プロジェク	д 🗆	マイク
K) IJ	ν μ	нн	□ ホワイトボード □ スクリーン	□ ホワイトボ	- F _	スクリーン
				【開催名: 】 【 目的:	開催名: 目的:]
使	用	目	的		活動の)
				内容 :	为容 :		
				\			J
承	認	番	号	第 号 指示事項			
変		• 取 月 日	消	年 月 変更・取消	摘要		

係長

※変更の場合、「承認内容(変更前)」欄を全て記載し、「変更後」欄を変更箇所のみ記載ください。 ※取消の場合、「承認内容(変更前)」欄を全て記載し、「変更後」欄を空欄のままとしてください。

广舎管理者使,	用欄	第4号様式
担当	係長	課長

生田出張所大会議室地域利用責任者利用報告書

	下詞	記のとま	3り報告いた	たします。											
利	所属	・団体名													
用 報	責任	壬者氏名								利用	人数		人		
告		利月	用日		年 .	月 日	()	午前 午後	時	分	\sim	午前 午後	時	分
		チ	エック項目		チェ	ック欄				ĺ	備考欄	围			
	1	机•椅-	子を元の位置	置に戻す			(お	気づ	きの点か	ぶござい	ました	ら、	御記入	ください	· _)
点	2	備品	を元の位置	に戻す											
	3		ごみを片づけ ごみは持ち帰												
検	4	窓を	閉め、鍵をス	かける											
報	5	カ ブ	ーテンを閉 <i>る</i> ラインドを下	める げる											
羊区	6	忘れ物	勿がないか研	雑認する											
告	7	:	エアコンを切	lる											
	8		照明を消す	F											
		退出し、	. 鍵をかける	(3箇所)											
点検報告	10	廊	下の照明を	消す											
告(閉庁時間	11	ないこと (いる場	に他の利用 :を確認する 合は退出時 12の作業を	。 時間が遅											
のみ)	12		ら退出し、庁 ティをセットす												

(庁舎を滅失・き損したとき、けががあったとき、施設の設備等をき損・滅失したとき、鍵をき損・紛失したときは裏面へ)

[※]該当する全ての項目を点検し、点検後、丸印をチェック欄に御記入ください。

	事 故 の 有 無				無		有					無					
	事	汝 善	発	生	日	時		年	月	月	(曜日) 口 午前	□ 午後	時	分頃	
事	事	汝 👌	発 :	生	場	所											
	事故発生施設の名称																
			損3	害 牧	か 件	名											
故	建物事故損害の					嵌											
				フ	リガ	゛ナ				1	事故時(被害者がき		(被害者がオ	に成年の場	合記入)	
			被害者	氏		名						歳 保護者氏名					
	損			住		所							電記	舌			
	損害の内容	身休	死	傷	Ø	別	□ 負傷	(損害)				後遺	障害			死亡	
報																	
			事故	の新	色生物	犬況											
			損等	員害物件名		名											
告		設備等事故	損等	害の)程	度											

生田出張所大会議室地域利用承認取消処分通知書

年 月 日

申請者様

庁 舎 管 理 者

多摩区役所生田出張所大会議室の地域利用に関する要綱第9条に基づき、次のとおり承認を取消します。

使用日時

取消しの根拠

多摩区役所生田出張所大会議室の地域利用に関する要綱第9条第 号該当

取消理由

不服申立の教示

この処分に不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内 に川崎市長に対して審査請求をすることができます。

この処分の取消しを求める訴えは、この処分があったことを知った日(前記の審査請求をした場合には、当該審査請求についての裁決があったことを知った日)の翌日から起算して6月以内に川崎市を被告として(川崎市長が被告の代表者となります。)提起することができます。